

令和5年度 みやこサンセットビーチ監視業務及び 管理運営業務仕様書

1. 業務の目的

みやこサンセットビーチの利用者が、常に安全でかつ快適に過ごせるように海水浴場の監視業務を行うほか、施設の維持管理を行うことを目的とする。

2. 業務の名称

令和5年度 みやこサンセットビーチ監視業務及び管理運営業務

3. 業務期間

令和5年7月1日から同年10月31日まで

4. 海水浴場の開設

(1) 場所

みやこサンセットビーチ海浜Ⅱ（宮古島市平良字久貝 550 番地 6 地先）

(2) 期間

令和5年7月1日から同年10月31日まで

(3) 施設利用期間・時間

施設名	利用期間	利用時間
トイレ・シャワー室	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時30分まで
	9月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時30分まで

(4) 游泳期間・時間

游泳期間	游泳時間
7月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時まで
9月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時まで

5. 必要資格

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第7条各項に規定されている下記基準を満たすこと。（受講を証するものの提出が必要となります。）

- (1) 日本赤十字社又は公安委員会が行う水難救助技術等の講習受講者であること。
- (2) 上記と同等以上の水難救助技術等の知識を有すると認められる者であること。

6. 業務内容

(1) 海水浴場開設期間中の監視等安全管理に関すること

- ① 海水浴場内に監視員を3名以上配置し、迅速・瞬時に救命救助できる体制の確保。
- ② 游泳時間帯・・・9:00～18:00(※7月、8月は9:00～19:00)
- ③ ビーチの状態(地形、海水の流れ、気象状況等)を熟知すること。
- ④ 監視員は常時、ヘル、双眼鏡、ハンドマイク、救命浮き輪、救命胴衣等を携帯すること。
- ⑤ 開始前にシュノーケル等にて海底内のゴミや危険物を拾っておくこと。
- ⑥ 緊急時の機材器具は、常時場所を定め毎日点検、整理しておくこと。
- ⑦ 悪天候等により安全な游泳に支障がある場合には、游泳禁止の判断後、速やかに市港湾課へ報告すること。
- ⑧ 游泳区域はハブクラゲ侵入防止ネット内とし、区域外での游泳は禁止とする。
なお、区域外での游泳を確認した場合は、速やかに対応すること。

(2) みやこサンセットビーチ及び周辺施設の維持管理に関すること

- ① ビーチ(海浜Ⅰ・Ⅱ)のごみ拾い、トイレ・シャワー施設の清掃(毎日)
- ② トイレ・シャワー施設の鍵の開け閉め(毎日)
- ③ 駐車場(海浜Ⅰ・Ⅱ)、遊歩道、トイレ・シャワー室周りの除草、清掃(適宜)
- ④ 来場者の禁止行為等に対する直接的な指導、苦情処理、施設案内など、諸々の注意事項伝達・指導(適宜)

7. 必要備品の準備

救助に使用する装備品については、最適かつ必要な物を備えること。

受託者が準備するもの：救命ボード等、救急医薬品、ヘル、双眼鏡、ハンドマイク
市から貸与するもの：監視台(2台)、AED

8. 救護所の設置

游泳期間中は救護所の設置を行うこと。(游泳時間帯に海浜上にテント設置等で確保)
なお、当市管理の倉庫を救護所としての貸与も可能である為、利用を行う際は事前調整を要する。(貸与時は清掃、整頓等を行い常に清潔に保つ事。期間満了後は明け渡しを行うことが必須となる。)

9. 事故発生時の対応

- (1) 直ちに救助にあたるとともに別紙①「ビーチ監視体制」に従い対応すること。
- (2) 同行者の人から、事故者の身元確認を行うこと。
- (3) 溺者を発見したら救助し、AEDの使用や人工呼吸などの適切な救助措置を行うこと。
- (4) 救急車の出動要請は迅速にすること。

- (5) 救急車が到着するまでの処置を適切に行うこと。

10. 営業（占用）

受注者はビーチ利用者の利便性向上のために区域内で営業を行うことができる。

- (1) 区域内（海浜Ⅱ）での物品販売やレンタル業務をおこなうことができる。ただし、関係法令を遵守するとともに、販売等に掛かる経費は受注者の負担とする。（監視員3名は、勤務時間中は販売営業に従事しないこと）
- (2) 占用面積は1,200㎡とし、受付所及び占用区域については業務着手前に市と受注者にて協議のうえ決定する。
- (3) 占用区域はビーチベッド、パラソル等の設置スペースとして利用すること。
- (4) 占用区域についてビーチ利用者に周知を行うこと。

11. 報告の義務

受注者は下記4点の事項について報告を行う事とする。

- (1) 監視業務日誌を作成し、月毎に提出し監視状況の報告を行うものとする。なお、提出は毎月5日までに市港湾課に報告を行い、検査を受けるものとする。
- (2) 緊急事態が発生した場合は、別紙①「ビーチ監視体制」に従い直ちに市港湾課への報告をするものとし、事故処理後、別紙②「事故報告書」を作成し提出すること。
- (3) 契約締結後は業務に着手した旨の書面、及び監視員等の配置予定ソフト表を作成し提出すること。
- (4) 委託業務終了後に収支報告書（全ての業務）を提出すること。

12. 再委託及び下請けの禁止

受注者は業務の処理を他に委託、又は請け負わせてはならない。

13. 委託料について

- (1) 委託料の支払いについては、海水浴場の監視業務のみ契約書に基づき支払うものとする。その他清掃業務等（監視業務以外の全ての業務）に掛かる経費については、受注者の負担とする。
- (2) 遊泳禁止により監視員の従事人数が減少した場合など、勤務実績に応じて委託料が減額となる場合があります。

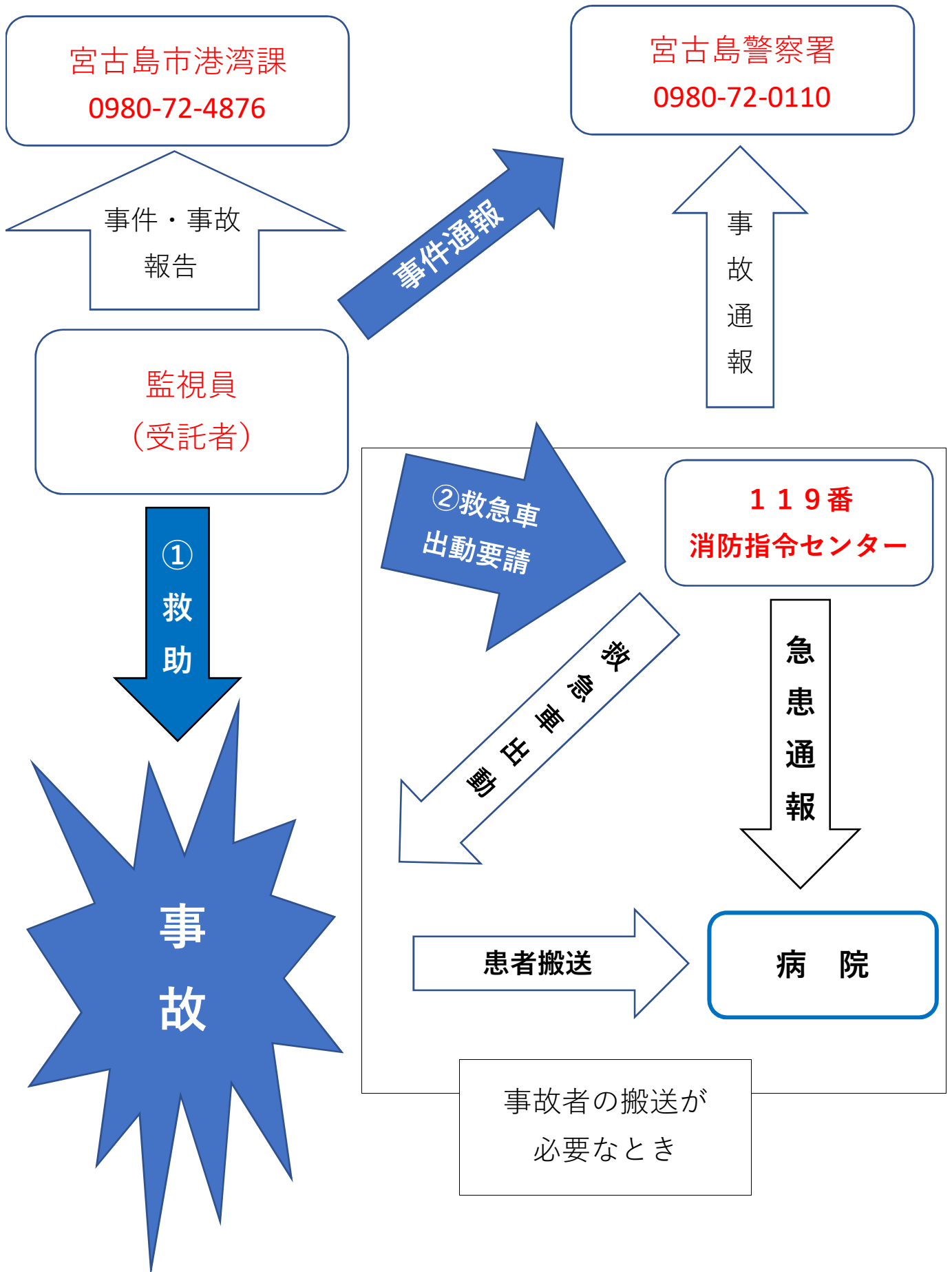
14. 関係法令等の遵守。

受注者は「宮古島市港湾施設管理条例、施行規則」、「宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例、施行規則」及び「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例、施行規則」の遵守すること。

15. その他

仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、市と受注者が協議のうえ決定する。

ビーチ監視体制



別紙②

事故報告書

令和 年 月 日

所 属：

報告者： 印

下記のとおり報告します。

日 時	
場 所	
氏 名	性別 男 ・ 女 年齢 歳
発生状況等	

※参考となる資料（写真・位置図等）添付